

1970年代から1980年代における統合保育の研究動向

金 成 陽 世

0. はじめに

本稿は、1970年代から1980年代にかけての統合保育にまつわる動向とその背景に着目し、当時の統合保育の様相を検討することを目的とする。

近年「インクルーシブ保育」という言葉が頻繁に用いられるようになってきた。障害児保育について長年の関心を寄せている堀智晴は、「インクルージョンを実現していくには、障害のあるなしにかかわらず、子どもたちが幼い時から、『色々な子どもがいて当たり前』という保育が取り組まれる必要がある。それがインクルーシブ保育（共に育つ保育）である」とインクルーシブ保育を定義づけている。その一方で、堀は「依然として我が国では、障害児が健常児の通う保育所や幼稚園から排除されている。一緒に保育してほしいと申し込むと断られる現実がある」とも述べるなど、「色々な子どもがいて当たり前」の保育が実現しているとは言い難い¹⁾。

しかし、日本における障害児保育の歴史の中には、障害児が健常児と同じ保育の場に通うことが推し進められた時代もあった。これは、浜谷直人が「保育所における障がい児保育が制度化されたのは、1970年代である」と言及し²⁾、丸山美和子が「1970年頃より徐々に、一般の保育所・幼稚園における障害児の受け入れが開始されるようになった」と述べている³⁾ ことから分かるように、1970年代がその画期となっている。それに続いて、1980年代では、国際障害者年を契機としてノーマライゼーションの概念が日本でも広まっていき、障害に対する社会の気運が高まっていった。すなわち、田中謙が「1980年代には、1970年代の障害児保育事業に基づく障害児保育を行う保育所等が増加し、国際障害者年による社会や行政政策の後押しを得て、障害児保育が全国的に展開していくことになる」と述べているように、1970年代から1980年代は、障害児保育史を検討する上で重要な時期であると言える⁴⁾。

だが、たしかに障害児保育における通史的研究はこれまで数多くなされてきたが（柴田（2002）⁵⁾、櫻井（2019）⁶⁾、吉川（2015）⁷⁾ ほか）、1970年代から80年代に焦点を当てた研究は少ない。田中謙・渡邊健治は、障害幼児支援関係者らによって組織された「障害をもつ子どものグループ連絡会」が、1970年代から80年代にかけて東京都の障害幼児支援に果たしてきた役割を検討している⁸⁾。また、末岡尚文は、1970年代当時、先駆的に障害幼児を受け入れていた大阪市東淀川区の保育所である「聖愛園」の実践を取り上げている⁹⁾。しかし、本稿の目的である1970年代から80年代における研究動向について整理した論文は、管見の限り見当たらない。そこで本研究は、1970年代から80年代の障害保育研究に焦点を当て、どのような学説を背景に障害児と健常児とが同じ場で保育されることが推し進められてきたのかについて検討を行いたい。

本稿における調査方法として、学術論文・文献を網羅的に掲載している国立情報学研究所の学術情報ナビゲーターCiNiiを用いた。その上で、1970年代から80年代に発表された障害児保育に関連する学術論文・文献を調査し、大きく3つに分類した¹⁰⁾。それらは、第一に、茂木俊彦ら教育心理学者による、医学的・心理学的言説を背景にした論説、第二に、鈴木祥蔵ら部落問題の研究者による、部落解放運動を背景にした同和保育論、第三に、堀正嗣ら「共に生きる教育」を提唱する研究者による、共生の言説を背景にした共生保育論である。これに則り、第1節では、ノーマライゼーションの考えにもとづいて障害児と健常児は同じ場で保育されるべきであり、その場でこそ障害児の障害を軽減・克服できるとした論説をまとめる。続く第2節では、「人間としての成長・発達」のために障害児は健常児と同じ場で保育されることを保障されるべきであることを主張した論について記述する。最後に第3節では、子どもたちを発達観から解放させ、「一人の人間」

としてとらえるべきであるという思想にもとづき、障害の有無にかかわらずすべての子どもを同じ場で保育することを目指した学説について記す。このような検討によって、当時の障害児保育をめぐる学説の背景を整理することができるだろう。

また以下では、早期療育および早期指導を意味する語として「早期対応」を用いる。なお、引用中では早期療育および早期指導の語をそのまま使用する。加えて、清水貞夫らの定義により「地域の健常児集団の中で障害児を保育すること」を「統合保育」と記す¹¹⁾。

1. 障害の軽減・克服のための統合保育

本節では、茂木俊彦らが提唱した、ノーマライゼーションにもとづく統合保育がどのような学説を背景に推し進められたのかを明らかにする。

茂木が「障害児保育問題は、保育問題であり」ながら、「とくに医療との有機的結合の問題が前面に出て」くると述べるように、1970年代から1980年代は乳幼児健康診査が急速に広まりを見せていくなど、医療的な発展が著しい時期であった¹²⁾。伊藤則博らによると、1947年に児童福祉法によって制定された乳幼児健康診査の当初の目的は、栄養失調と急性・慢性伝染病の早期発見と予防であり、それは終戦の混乱や食糧不足という時代背景によるところが大きかった。そのため、時代が進み、乳幼児の発達状態が一定の水準まで戻ると、乳幼児保健の主な目標も未熟児や心身障害児対策へと移り変わっていった。その後、1977年には1歳半健診が市町村の業務の一環となり、健診が活発化してくると、障害の疑いのある子どもが発見される確率も高まっていった。それにより、運動に関する発達障害だけでなく、ことばの発達、精神発達、自閉症に関する早期発見のための体制の整備が求められるようになる¹³⁾。

これについて、茂木が、健診は「障害の発見と必要な指導、措置をとることを主要な目的の一つとするものであることはいうまでも」ないと述べていることから分かるように、1970年代から1980年代においては、障害の早期発見が叫ばれ始めたと同時に、障害児の早期対応が重要であるという考えも広がっていった¹⁴⁾。茂木と同様に、後藤守は「最近、とみに障害をもつ幼児の早期発見、早期指導に必要性がさげられ、急速に障害児保育の重要性が高まっ

てきている。保育の現場においてもこれらのニーズに対応すべく、障害児を健常児の集団に入れて保育指導する、いわゆる統合保育が先進的に進められてきている」と述べており、統合保育は障害児の早期対応の場として捉えられていたことが分かる¹⁵⁾。このような早期発見・早期対応と統合保育がつながる背景には、ノーマライゼーションの概念の普及があると考えられる。安藤隆男は、「統合保育の取り組みの量的な増大を産んだ背景」にあるものとして、「障害児通園施設や特殊教育諸学校幼稚部の絶対数が少ない上、地域から遊離している物理的、空間的要因」からくる「親の統合志向」や「就学前段階での障害児と健常児の発達差が小さいこと」などを挙げた上で、「ノーマライゼーション(normalization)の思潮の流布もこれを支えるものであったろう」と述べていることから明らかであるように、この時期の障害児保育の展開とノーマライゼーションは切り離すことのできない関係であるとしてとらえられていたことが分かる¹⁶⁾。このような、早期発見・早期対応とノーマライゼーション、そして統合保育との関係性を、平岡蕃は次のように簡潔にまとめている。

(1)障害の有無にかかわらず、すべての子どもに保育の場を保障していくことが保育の基本理念である。(2)障害をもつ子どもを隔離するのではなく、障害のない子どもと同じように、あたりまえの子どもとして、あたりまえの場で、あたりまえに生きていけるように、生活のすみずみにノーマライゼーションの原則を行き渡すべきである。(3)早期療育が重要であるにもかかわらず、その場が十分に確保されていない地域では、既存の保育所がその役割を引き受けていくべきである¹⁷⁾。

すなわち、乳幼児健診の拡充によって、障害の早期発見の体制整備ないし発見後の早期対応が求められるようになり、そこに当時新たな概念として広がりを見せていたノーマライゼーションの考え方が融合することによって、地域の保育所が障害児の早期対応の場と捉えられるようになり、統合保育が進められるようになったと考えられる。

このような統合保育の背景には、障害の軽減・克服ないし障害児の発達保障という考えがある。佐藤

万亀子は「出来るだけ早期から教育が必要である」という考えが広まってきた」中で、「障害児を早期に発見し、早期に教育すること」は、「障害をより軽くし、二次的障害をおさえ、あるいは障害を消滅させる効果」があるとした¹⁸⁾。また川原佐公も「障害児の早期発見、早期治療がさげばれている」中で、早期治療が「4歳、5歳からでは手遅れになることが多」く、早期から適切な指導、訓練を実施することによって障害児の健康や発達を保障しうる可能性があるとした上で、次のように述べている¹⁹⁾。

集団保育の保障は、早期であるほど障害の軽減、克服にも効果があり、人間らしい豊かな活動をもたらす。例えば、麻痺の手を曲げたり伸ばしたりする機能訓練なども、受身で機械的に行われる治療よりも、自分が欲しいと思って真剣に手を伸ばして取った玩具を、友達に奪われかけ必死で、握ったり、ひっぱりこする友達関係の中での、能動的な動きにより、より好ましい効果があらわれるのである。障害児の感覚器官、身体や手、心が主体的な意欲によって、総合的に動かされる保育活動の中でこそ、障害の軽減、克服は保障されていくし、さらに、遊びたい、伝えたい、表現したいなどの要求につき動かされ行動を起した時に、専門的、訓練的アプローチが結合すると、効果は確実に期待できるであろう²⁰⁾。

すなわち、障害児は健常児の集団の中でこそ、その発達が保障され、ひいては障害の軽減、克服につながるとするのである。これは、待井和江の「最近障害児に対する一般社会の理解、早期発見、早期対応の施策が向上してきたことに伴い、障害の種類と程度によっては障害児を一般の児童と隔絶することなく社会の一員として、むしろ一般の児童とともに保育することによって障害児自身の発達が促進される面が多」いという記述とも重なる²¹⁾。つまり、障害の早期発見が叫ばれるようになったと同時に、障害児の早期対応の場として地域の保育所が扱われるようになったことで、障害児と健常児が同じ場で保育される統合保育が実現されるようになっていった。さらに、統合保育の場では、健常児とかかわる刺激によって障害児の発達が促進され、それが障害の軽減・克服につながるとされていた。すなわち、発達

保障における統合保育のもつ意義は、障害児の障害を軽減・克服することにあつたとみなされていたと言える²²⁾。

2. 「人間としての成長・発達」のための統合保育

だが、同じく早期発見・早期対応や発達の保障を支持しつつも、「障害児はその障害を克服・軽減し、少しでも健常児に近づくように発達すべきである」とする前節とは異なる発達観を有する論も存在する。同和保育の代表的な論者である鈴木祥蔵が、「障害をもつ子の障害が早く発見され、その障害に応じた療育が早く適用されればされるだけ障害は克服される可能性がますのである。また、精神薄弱等の障害も健常児といわれる子どもたちとの共同生活の経験が適当に保障されることによってその発達の保障は相当のところまで達成されうる」と述べていることから分かるように、同和保育においても障害児の早期発見や発達保障について関心が持たれ、統合保育について議論されていた²³⁾。

そもそも、同和保育はそのルーツを部落解放運動にもっている。被差別部落の住民の多くは、日雇いなどの仕事を請け負うことによって生活を成り立たせていた。また、部落出身者の失業率も高く、それは就学率の低さとも関連していると考えられている²⁴⁾。このことについて鈴木は、以下のようにまとめている。

部落の両親たちの場合には労働条件の悪さ、経済的基盤の弱さ、そこからくる健康管理情報の欠落、環境改善能力の欠如のために、健康を害する度合いが高まり、労働力再生産の余裕が少なくなり、文化摂取の機会が減り、とくに文字との接触の機会が殆どなく、技術の習得や研修の機会を奪われ、労働災害をうけ職業病におかされる機会がましてくる。その結果、住宅事情が悪くなり、その複合としての部落環境全体が劣悪な状態におかれている²⁵⁾。

このようにして、「『社会意識としての差別観念』によって人間外の人間として取り扱われつづけてきた」被差別部落の人々は、地域の保育所にも入所することができなかった²⁶⁾。そのため、母親たちは働

きながら子どもの面倒を見るわけであるが、その現状も悲惨であった。以下、中村弘三「部落解放運動五〇年と『同和保育』」から、大阪のとある被差別部落における状況を具体的に記した箇所を引用する。

当時の部落の乳幼児たちは、放置されたままの部落差別の当然の結果として、行商に出るときでも炎天下、リヤカーの片すみに乳のみ子をのせていくという有様であった。あるいは、狭い住宅で、母親はヘップ・サンダルの内職におわれ、子どもたちは親から話しかけられることもなく、少しばかりのおもちゃで遊んだり、はいまわったりするような状態におかれていた。そのために、オムツのはずれる時期もおそく、歩行の時期もおそく、ことは数もきわめて少なかった。それはまた学校教育にも直接ひびき、部落の子どもたちの成長・発達するというもともと基本的な権利が極度に阻害されていた。どれほどの部落の母親たちが、この子どもたちの生命に対する不安に身をふるわせてきたことだろう²⁷⁾。

このような母親たちの社会的立場を自覚させたのが、部落解放運動であったのだ。そして、母親たちが集結して保育所要求組織が結成し、全国的な規模で部落に保育所が設立されていったのが1970年代であった。

すなわち、同和保育ないし同和保育所は「働く親の労働権の保障と、子どもの成長・発達権を同時に保障するもの」であり、部落の子どもたちが差別によって奪われてきた「幸福な生存と成長・発達に不可欠な『よい環境』」を「奪い返す」ものでもあった²⁸⁾。鈴木は、この「子どもの成長と発達」に同和保育と障害児保育との共通性を見出している。

永年にわたって人間の権利を奪われてきた被差別部落の子どもたちが、その発達の初期の時代を十分に人間として成長し発達するに必要な可能性を開花させる施設が「同和」保育所として与えられてきている。その点、「同和」保育所は、障害児の保育にも率先して取り組まねばならない義務がある²⁹⁾。

そのため、鈴木は「障害児といえども人間としての成長・発達を保障されねばならないのであるから、あくまでも普通教育の保障が必要だ」とした上で、次のように述べている。

子どもたちは、われわれ大人が考えるより以上に、同一年齢層の子どもたちから刺激をうながされて、多くのことを学習してゆくのである。その機会を奪われたものが、十分な人間としての発達の基礎条件を失うことになる場合が多いのである。このことが確認されれば、従来、障害児を普通児から隔離して教育することが必要だとして、普通児と接触する機会を奪ったのは、まさに、発達権の平等な保障という観点からいって誤りであったのである³⁰⁾。

このように鈴木は、「人間としての成長・発達を保障」するために、健常児と障害児との分離を否定的に捉えていた。また、それと同時に障害児の早期発見の必要性も説いている。その背景には、前述した部落の状況と重なるものがあると捉えることができる。障害児の親の「社会的地位や経済能力の高い場合にはさまざまな早期治療を受けること」ができるため、彼らの子どもに重い障害が残らない可能性があるのに対し、「障害児の両親の社会的地位が低く、したがって経済的力量がとぼしいときには、その子は治療から遠ざけられ、しかも『保育』に欠ける状態におかれ」るために、「家に放置され、社会性・集団性を身につける機会を奪われ」、「知的障害のない脳性マヒ児などの場合」には「『精神薄弱』者となってしまう」という。だからこそ、「障害児の早期発見の必要、そしてそのために早期に療育をほどこす特別のはからいが」必要であり、「『同和』保育所はまた当然のこととしてこのことに取り組まざるを得ない」というのが、鈴木の論理である³¹⁾。

すなわち、劣悪な環境にあった被差別部落の中で、子どもの成長・発達を保障するために同和保育ないし同和保育所が始まっていった。そこでは、被差別部落の子どもたちの権利を保障するのと同様に、障害児の権利も保障すべきであると考えられ、そのためには障害の早期発見とそれに伴った特別なはからいが必要とされた。それと同時に、障害児の成長・発達を保障するためには、障害児を健常児から切り離してはいけないと考えるのが、鈴木祥蔵ら

が考える同和保育であると言うことができる。

このような「人間としての成長・発達」のための統合保育について、宮崎隆太郎も重なる主張をしている。宮崎は、「保育所や幼稚園という所は、子どもたちの集団を中心として、その集団の中での遊びや生活を基盤に子どもの発達を保障していく場」であり、障害児が「集団の遊びや生活の中にはいていくことがなによりも重要なことになってくる」とした上で、「当初、病院通い以外は家の中に閉じ込められる生活しかなかった『障害』幼児たちに集団の場が設定され、生活内容が豊かになっていったのは、子どもの発達にとってひじょうに意味のあること」だったとした。すなわち、宮崎は、障害児は一般の子どもたちの中に入ることによって、彼らのより豊かな発達を促すことができると主張するのだ³²⁾。このことについて、宮崎隆太郎の研究を進めた二見総一郎によると、宮崎の論に特徴的であったのは、「発達保障論における『発達』概念を批判しながらも、発達にこだわり続け」、「『障害児』と『健常児』がともに学ぶ道を模索し」つつ、「個人の発達は保障されなければならないものと考えていた」点であった。したがって、「『普通児』に近づけることが『障害児』の発達」なのではなく、「知的な能力の発達に留まらない発達」にこそ着目すべきであるとして、それを「人間総体としての発達」と呼んだ³³⁾。つまり、「人間総体としての発達」を保障するために、障害児は健常児と一緒に集団ないし生活に入るべきであるというのが宮崎の論である。

鈴木祥蔵らが主張する「人間としての発達・成長」という考えと、宮崎隆太郎が主張する「人間総体としての発達」という考えは、完全に一致するものではないだろう。しかし、障害があろうとなかろうと、人間としての発達は保障されるべきであり、それは健常児と同じ場でこそ実現できるという主張に関しては、両者に共通性を見出すことができる。すなわち、人間としての発達を保障するために健常児も障害児も同じ場で保育されるべきであると主張する論は、1970年代から80年代にかけて一定数存在したと言える。

3. 共に生きるための統合保育

ここまで、障害児と健常児とが同じ場で保育される「統合保育」にまつわる二つの主張を見てきた。

だが、同時期に、そもそも「障害児」と「健常児」という二分法すら解体した論もあった。以下では、堀正嗣・曾和信一・堀智晴・山下栄一に代表される論を検討していきたい。

前節では、鈴木祥蔵による同和保育を見てきたが、同じ時期に曾和信一・坂上優子・堀正嗣も『『同和』保育・教育からの視座』という著書を出している。そこにおける発達保障の考え方は、鈴木と異なる部分がある。以下、堀正嗣の執筆部分からの引用である。

「同和」保育における発達保障の思想は、部落の劣悪な生活実態から子どもたちを守るということの中から出されてきた。だから、発達保障のもともとのねらいは、部落の子どもたちの生活態度を改善し、保育所などにおける充実した生活を保障することにあったのだろう。そうだとすれば、子どものおかれている地域や家庭や保育所における生活が充実したものになっているかどうかがまず問われる必要がある。子どもたちの発達の「遅れや歪み」はあくまで結果であって、それを補うことよりも、その背後にある子どもの生活に目を向けることのほうが根本的だからである³⁴⁾。

すなわち、鈴木の考える「発達保障」は、部落の子どもたちが差別によって奪われてきた「幸福な生存と成長・発達に不可欠な『よい環境』」を「奪い返す」ことに重点が置かれ、「人間としての成長・発達を保障」するために、健常児と障害児との分離を否定的に捉えていた。その一方で、堀らにとっての「発達保障」は、子どもたちの「生活」に重点が置かれ、子どもたちの発達の「遅れや歪み」を軽減するためではなく、子どもたち同士が育ちあっていくことを保障するために、健常児と障害児を分離してはならないと主張するのである。

このような考えから、堀らは、先述した障害の軽減・克服の思想につながる早期発見についても批判している。曾和信一・堀正嗣・堀智晴・山下栄一による共著『『障害児』共生保育の展開』では、国際障害者年が契機となって障害者観の見直しが始まり、「『障害者』も隔離されたり、排除されたりすることなく、あたりまえの市民として、それぞれの社会で普通に生活し、教育、労働の場をはじめ、あら

ゆる領域で完全な社会参加を実現できるようにしていく」というノーマライゼーションの考えが広まってきたとした上で、次のように述べている。

そのことと同時に、他方では「障害」の発生防止と早期発見、早期療育（リハビリテーションの問題）の意義を強調している。この発生防止という見方の背後には、「障害」とは軽減・克服するのが望ましいものであるといったように、「障害」をあってはならないものとして否定的にとらえる考え方が潜んでいる³⁵⁾。

このような早期発見・早期対応は、保育の現場にも大きな影を落としていた。事実、「障害児保育事業実施要綱」では、対象児の年齢制限を撤廃したものの、障害の程度については中度の障害のある子どもまでと定め、重度の障害のある子どもは地域の保育所から排除されている現実がある。さらに、堀らの言葉を借りれば、障害児が保育所に入所してきたとしても、それは「『健常児』集団に適應できる子にかぎられ、「健常児と一緒にの方が伸びるから」という考え」にもとづいており、「友だちとあたりまえにつきあう場」が奪われているのである。つまり、障害の早期発見・早期対応は、「事実として『障害児』を早くから選別し、仲間と共に生き、共に育ち合う関係を決定的に切り裂いてしまう」ものであると堀らは主張する³⁶⁾。

しかし、第一節で述べた茂木は、「早期発見・早期治療ということは、病気や障害の種類、年齢を問わず、どんな場合でも必要」であるとした上で、堀らの批判について以下のように述べている³⁷⁾。

障害に気づくのはいつごろか、まただれによってどのように発見されるのか、ということは、それだけとり出してみれば、さして重要ではないという見方があるかもしれません。

いや、それどころか、「発見」が「治療」その他とつながっていない傾向が強いということを固定的にとらえ、「発見」が障害者であるとのレッテル貼り＝差別行為にすぎないとして、乳幼児健康診査などのとりくみ自体を否定する人びとさえ、一部にはあります。

しかし、障害児のいのちを守り、発達を保障しようという立場からすれば、できるだけ早く

発見し、正確な診断にもとづく適切な治療その他の手だてを保障していく必要があるということは、いうまでもないことです³⁸⁾。

すなわち、障害児の早期発見・早期治療は、茂木にとっては障害児のいのちを守り、発達を保障することであるが、一方で堀らにとっては障害児が健常児から分離される原因の一つであったという思想の違いがここに大きく見られる。

では、堀らはどのような保育のあり方を目指していたのだろうか。そもそも、堀らの思想の中に「障害児」と「健常児」という区分は存在しない。すべて「ひとりの子ども」としてとらえるのである。その背景には、「発達」観のとらえ直しがあるだろう。茂木や鈴木が提唱する「発達をめざす保育」においては、「手先がうまく使えるようになるとか、ことばを話せるようになるとか、排便が自分でできるようになるとか、友だちと遊べるようになる」といったように「子どもが徐々に発達していくことが保育のねらい」とされ、「どの子にも発達の可能性があり、保育とはこの可能性を開花させることだ」という考え方があるという。また、そこでは「子どもたち同士の豊かなかかわりあいとか遊びあいがそのまま豊かなものとしてうけとめられ」ず、「一つひとつの行動が発達のものさしによって比較され、子ども同士のかかわりあいが発達のための単なるひとつの手段にされてしまうのである」。すなわち、「発達をめざす保育」では、子どもたちを「できる」「できない」の視点で見ることとなり、それによってあたかも「障害児」と「健常児」とが存在し、子どもたちを分類できると考えてしまっているのである。このことについて堀らは、「発達こそ保育のめざすべきものだ」という発達至上主義の立場を問い直し、『発達』ということばでは表現しえない子どもたちの豊かな生活世界に目をむけたい」とし、「人間は発達を通して『人間になる』」のではなく、「人間は無条件に人間なのであり」、「発達するとかしないにかかわらず、すでにひとりの人間なのである」と述べる。だからこそ、保育所で共に生活し、「くらしを共有する子どもたちの間に『障害児』とか『健常児』という区別は必要な」く、そこには「のりくんがいて、あきちゃんがいて、ようちゃんがいて、あきらくんがいて、まさるくんがいる」という「一人ひとり固有名詞をもった子どもたち」がいると堀

らは考えるのである³⁹⁾。

したがって、堀らが目指す「共に生き、育ち合う保育」である「共生保育」は、障害児のための保育ではなく、すべての子どものための保育であると言える。また、そこでは、子どもを「成長・発達する存在」としてではなく、一人の「生活者」としてとらえるため、「子どもの日々の生活が充実したものであることが、何よりも大切な」のである。そのため、「共生保育」の根底には、「あたりまえの子どものあたりまえの生活」があり、「生活者である子どもの生活の充実にとっては、なかまと共に生きていくことが不可欠」であるという思想がある。

このような「共生保育」を進める上で重要となってくるのが、保育者である。「子どもは、未熟な、発達させねばならないものだ」とする思想においては、「子どもの発達を保障するために、保育集団の秩序を保たなければならない」と考えられ、「保育者の力によって、保育集団に秩序を与えなければならないとされ」る。だが、保育者が子どもを規制し、管理することによって生み出される秩序の中では、「保育者が子どもの自由な自己表現をおさえつけ、子どもの生活を貧しいものに」することとなり、「とりわけ『障害児』は自己表現しようとすれば、保育者の力によって保たれている秩序からはずれることがおこりがちであ」って、秩序を保つために障害児が排除されることが往々にして起こりうる。だからこそ、「共生保育」は、「子どもは関係の主体」であるという見方に立って、これまでの保育のあり方を問い直す。関係の主体である子どもは一人ひとりがある固有の子どもであり、「障害児」もそうした子どもの一人であることとらえることによって、「障害児」は保育集団の秩序を乱す存在ではなく、「自分なりの仕方に関係に参加し、関係を紡ぎ出しているひとり」であるということが見えてくる。すなわち、保育者が子どもを「未熟で発達すべき存在」としてとらえるのではなく、「自分と同じ一人の人間であり、関係の主体」ととらえるとき、保育は保育者によって管理されるものではなく、子どもと保育者が共同してつくりだすものとなる。そのときにはじめて、子どもは保育者の管理から解放され、ありのままの姿をさらけだせるようになるとされる。また同時に、その場は「一人ひとりの子どものエゴとエゴがぶつかり合い」、「保育はせめぎ合いの場となる」。しかし、それこそが「共に生きる状況」であるので

あって、その状況下において「子どもは、一人ひとりのなかまと時にぶつかり合い、時に妥協し合いながら、共に生きる力を身につけていくのである」。したがって、「共同保育」における保育者は、「一人ひとりの子どもの交わりに参与」しながら、「子どもの生の姿」を見ることによって、保育者自身も揺れ動きながら、子どもたちとともに保育を作り上げていく役割を担っているととらえられている⁴⁰⁾。

ここまで、堀らが提唱した「共生保育」について見てきた。堀らは、子どもたちを「未熟で発達・成長する存在」ととらえるのではなく、「一人の子ども」として、また「一人の生活者」としてとらえる。だからこそ、共生保育で目指されるものは、子どもの発達ではなく、「なかまとともに過ごすあたりまえの生活」であった。そこでは、子どもたちがありのままの姿で混じり合うため、子どもたち同士がぶつかり合うことが必然である。だが、それこそが「共に生きる状況」であるとされる。

4. おわりに

ここまで、1970年代から1980年代における統合保育をめぐる研究動向について、「障害の軽減・克服のための統合保育」「人間としての成長・発達」のため統合保育」「共に生きるための統合保育」と3つに大別して整理してきた。以下では、本論文で明らかになったことをまとめたい。

1970年代に大きく前進した障害児保育であったが、当時からさまざまな論が混在していた。一つは、茂木俊彦らが提唱した、障害児は早期に発見し、早期に療育ないし指導を受けるべきであるという医学・心理学的視点を背景にもち、かつノーマライゼーションの考え方にもとづいて、障害児も健常児と同じ場で保育を受けることを理想とする考えである。そこでは、地域の保育所が障害児の早期対応の場となることによって、障害児は健常児から刺激を受け、それにより彼らの発達が促進され、自身の障害の克服・軽減につながるとする。したがって、この論においては、障害児は障害を克服・軽減すべきであり、それによって健常児に近づくべき存在として扱われていたと言える。

一方で、同和保育を論じた鈴木祥蔵は、「人間としての成長・発達を保障」するために、障害児を健常児から分離してはいけないと説いた。その背景に

は、部落解放運動がある。被差別部落の中でも劣悪な状況に置かれた子どもたちの成長・発達権を保障するのが同和保育であり、同和保育は子どもたちが差別によって奪われてきた、生存と成長・発達に不可欠な「よい環境」を「奪い返す」ものであった。そのため、同和保育は、同じく差別によって権利を奪われてきた障害児保育についても取り組むのが必然であるとされ、障害児は健常児からの刺激を受けて発達していくのであるから、障害児が健常児から隔離されることは発達の基礎条件を失うことと同等であると主張した。また、宮崎隆太郎は、「障害児」を「健常児」に近づけようとする発達観を否定的にとらえた上で、「人間総体としての発達」のための統合保育を主張した。すなわち、この論における障害児は、人間として発達すべき存在であるととらえられていたと言えよう。

だが、障害児は障害を克服・軽減すべきである存在とする論や人間として発達すべき存在であるとする論を否定的に問い直し、発達観や障害観そのものをとらえ直そうとする論者も存在した。曾和信一・堀正嗣・堀智晴・山下栄一は、早期発見・早期対応によって障害を軽減・克服しようとする背景には、障害は「あってはならないもの」とする優生思想に通ずる考え方が潜んでいるとした。また、子どもは未熟で発達すべき存在ではなく、発達するかしないにかかわらず無条件で一人の人間であると主張した。そのため、彼らにとっては「障害児」と「健常児」という分類は存在せず、すべての子どもが「一人の人間」なのである。したがって、彼らの主張する「共生保育」では、優生思想や発達至上主義を乗り越え、一人の人間として生きる権利を確立することが目指されていることから、子どもを「一人の生活者」として、また「関係の主体」としてとらえる。そこでは、なかまと共に過ごすあたりまえの生活があり、時には子ども同士のいざこざが起きるのが当然であると考え。そのような状況こそが「共に生きる状況」なのであり、子どもたちはお互いにお互いながら「共に生きる力」を身につけていくとする。すなわち、この論においては、障害児は「一人の人間」であり、あたりまえになかまと過ごす「一人の生活者」という存在としてとらえられる。

以上より、1970年代から1980年代における統合保育をめぐる論は、「障害児」という存在をどのようにとらえるのが争点となっていることが分かる。

この「障害児」のとらえ方の違いは、冒頭で述べた今日における「インクルーシブ保育」にも大きな示唆を与えるのではないだろうか。

浜谷直人によると、インクルーシブ保育を謳いながら実質的には統合保育を行なっている実践が多く見られるという。浜谷は、統合保育時代の保育の特徴は「実践のあらゆる面で、『同質性』が前提とされ」、「『同質（同じ）』であることに価値があるという信念によって支えられてい」たと述べる。しかし、今日においても「保育者はほとんど自覚することなく健常児集団を想定して準備した保育を前提にして」おり、「その保育の場に、支援児を入れる、つまり、健常児集団の保育の場に支援児を統合しようとしている」と述べ、いまだに「『統合保育』と呼ばれてきた時代の保育の特徴が随所に見られる」としている。「同質性」が前提となっており、それが価値基準となっている保育においては、「『序列』と『排除』が生じることを免れない」。具体的には、保育者によって提示された「正解」や「見本」に早く達することができた子どもは保育者に高く評価され、それらに達するのが遅い子や正解と同じようにできない子どもは低く評価される。したがって、「保育者が価値とする基準に即した、一元的な『序列』が子ども集団のなかにつくられることになり」、「『できる子』グループの子どもが、他のグループの子どもたちを見下したり、遊びから排除するということが生じたりする」。特に支援児においては、序列の下位に位置づいたり、子どもたちから排除されたりする可能性も高くなるため、それを予防する手段として「加配や補助の保育者がついて、できるだけ『差が目立たない』ように支援児を支え」ていた。すなわち、「同質性」が前提であり、それが価値となっている統合保育における障害児は、他の子どもたちと同じように「できるようになる」べきであるが、それが「できない」ために加配や補助の保育者がつくのである。つまり、「障害児」はほかの子どもたちと「同質」のことを「できるようになるべき存在」あるいは「同質」のことができるようになるまで「発達すべき存在」であると考えられている。これは「障害の軽減・克服のための統合保育」ないし「『人間としての成長・発達』のため統合保育」において「障害児」を「発達すべき存在」とするのとらえ方と重なるだろう。

一方で、「『できる』と評価される子どもも、安心

して自分のありのままを受け入れることができる状態に在るわけではなく、内実を見れば、評価されなければという過剰な圧力を感じたり、評価されなくなる不安を抱えたり」している。つまり、すべての子どもが「安心して自分のありのままを受け入れることができる状態」になるためには、「できる」「できない」の発達観を超えて、すべての子どもは「一人の人間」であるとする「共に生きるための統合保育」における思想が求められてくる。これは、浜谷が定義する「同質性ではなく多様性を前提とし、多様性を価値とし、子ども一人一人（支援児だけでなく、どの子ども）の多様性がいきる」インクルーシブ保育に通ずるであろう⁴¹⁾。

すなわち、1970年代から80年代における統合保育をめぐる論は、今日における統合保育ないしインクルーシブ保育の研究に通ずる思想を有していると言える。換言すれば、「インクルーシブ保育」という言葉さえなかったものの、インクルーシブ保育の礎となる思想は1970年代から80年代にすでに現れていた。つまり、今日のインクルーシブ保育を研究する上で、1970年代から80年代の統合保育をめぐる思想は非常に重要な役割を果たしていると言えるだろう。

だが、本研究にはいくつか課題も残されている。先行研究において、保育所ないし幼稚園を明確に区別せず、どちらも同じ「保育」の場として扱った上で検討しているものが多い。だが、1947年に保育所は児童福祉法の対象となり、厚生省の管轄とされた一方で、同年に幼稚園は学制以来学校として位置付けられていることを踏まえて文部省の管轄とされたという経緯があり、その成立背景や存在意義には明確な違いがある。本稿ではそれらについて詳細に述べることはできなかった。かつ、先行研究と同様に、保育所ないし幼稚園を混同させたまま統合保育について検討したため、保育所と幼稚園のそれぞれにおける統合保育について検討すれば、また違った結果が見えてきた可能性がある。加えて、本稿では1970年代から1980年代における統合保育を3つに大別することでその研究動向についての整理をしたが、「障害の軽減・克服のための統合保育」「人間としての成長・発達」のため統合保育」「共に生きるための統合保育」のいずれにも当てはまらず、3つの大別からこぼれ落ちた学説もおそらく存在するであろう。本稿では、それらを対象に含めることができ

おらず、より網羅的に検討する必要性が残されていると言ってよい。しかし、換言すれば、本稿で検討することができなかったより細かな学説を検討することによって、1970年代から80年代にかけての時代背景の解像度をより鮮明にすることができる可能性が含まれており、今日のインクルーシブ保育のさらなる推進に貢献できる研究を進めることができるとも考えられる。

註

- 1) 堀智晴「インクルーシブ保育の理論と実践」堀智晴・橋本好市編著『障害児保育の理論と実践 インクルーシブ保育の実現に向けて』ミネルヴァ書房、2010年、2頁。
- 2) 浜谷直人（2018）「統合保育からインクルーシブ保育の時代へー今日の保育実践の課題ー」『人文学報』第514-5号、2018年、1頁。
- 3) 丸山美和子「障害幼児の『特別なニーズ』に対するケアと統合保育：統合保育の成果と障害児保育の今後の課題」『社会学部論集』第33号、2000年、111頁。
- 4) 田中謙「障害児保育の制度と歴史」若月芳浩・宇田川久美編著『障害児保育』、ミネルヴァ書房、2021年、137頁。
- 5) 柴崎正行「わが国における障害幼児の教育と療育に関する歴史の変遷について」『東京家政大学研究紀要 1 人文社会科学』第42巻、2002年、101-105頁。
- 6) 櫻井貴大「障害児保育史研究の動向と課題」『岡崎女子大学・岡崎女子短期大学 研究紀要』第52号、2019年、77-85頁。
- 7) 吉川和幸「我が国の幼稚園における障害児保育の歴史の変遷と現在の課題」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』第123号、2015年。
- 8) 田中謙・渡邊健治「戦後日本における障害幼児支援に関する一研究：1970年代～80年代の『障害をもつ子どものグループ連絡会』を中心に」『学校教育学研究論集』第25号、2012年、15-30頁。
- 9) 末岡尚文「1970年代における障害児『共生保育』の意義と展開：聖愛園の実践記録に焦点を当てて」『東京大学大学院教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター活動報告』第7巻、2023年、9-19頁。
- 10) 国立情報学研究所の学術情報ナビゲーターCiNiiにおいて、1970年代から1980年代における学術論文・著書のヒットの件数は、「障害児保育」と検索した場合が225件、「統合保育」と検索した場合が106件、「インクルーシブ保

育」と検索した場合が0件であった。

- 11) 清水貞夫・小林秀茂『統合保育 その理論と実際』学苑社、1987年、91頁。清水貞夫・小林秀茂『統合保育 その理論と実際』学苑社、1987年、91頁。
- 12) 茂木俊彦『障害児保育論』さ・さ・ら新書、1975年、35頁。
- 13) 伊藤則博・小倉碩員・辰田収「北海道における障害児への早期対応の動向と課題」『情緒障害教育研究紀要』5号、1986年、1-3頁。
- 14) 前掲『障害児保育論』、52頁。
- 15) 後藤守「北海道における障害児保育の動向と課題(I)」『僻地教育研究』第33号、1979年、57頁。
- 16) 安藤隆男「肢体不自由児の統合保育・教育について」『特殊教育学研究』24巻1号、1986年、45頁。
- 17) 平岡蕃「障害児保育における親と保育者との相互関係—より積極的なパートナーシップを求めて—」『社会福祉学』22巻2号、1981年、115-116頁。
- 18) 佐藤万亀子「吹田市における障害児保育について—公立保育園における意識及び実態調査結果からの考察—」『関西大学社会学部紀要』7巻1号、1975年、337頁。
- 19) 川原佐公「保育所における障害児保育の意義」『社会問題研究』30巻、2・3・4号、1980年、218頁。
- 20) 同上、222頁。
- 21) 待井和江「障害児保育の課題」『社会問題研究』32巻1号、1982年、86頁。
- 22) ただし、茂木俊彦が述べるように「すべての障害児を保育所・幼稚園で」受け入れることが想定されているわけではない。(前掲『障害児保育論』、174頁。) 鈴木祥蔵「『同和』保育と子どもの人権」明石書店、1985年、72-73頁。
- 23) 鈴木祥蔵「『同和』保育と子どもの人権」明石書店、1985年、72-73頁。
- 24) 同上、76-77頁。
- 25) 同上、77-78頁。
- 26) 同上、76頁。
- 27) 中村紘三「部落解放運動五〇年と『同和保育』」大阪同和保育連絡協議会編『『同和』保育入門』明治図書出版、1974年、15頁。
- 28) 前掲「『同和』保育と子どもの人権」、101頁。
- 29) 鈴木祥蔵「障害児保育と『同和』保育」大阪同和保育連絡協議会編『『同和』保育入門』明治図書出版、1974年、183頁。
- 30) 同上、189頁。
- 31) 同上、184頁。
- 32) 宮崎隆太郎『障害児と地域社会』ルガール社、1976年、23-28頁。
- 33) 二見総一郎「共生教育運動における教師のジレンマ—大阪枚方市・宮崎隆太郎の挑戦」小国喜弘編『障害児の共生教育運動 養護学校義務化反対をめぐる教育思想』東京大学出版会、2019年、197-205頁。
- 34) 堀正嗣「『同和』保育をとらえ直す」曾和信一・坂上優子・堀正嗣編著『『同和』保育・教育からの視座』明石書店、1986年、95頁。
- 35) 曾和信一・堀正嗣・堀智晴・山下栄一『『障害児』共生保育の展開』柘植書房、1986年、20頁。
- 36) 曾和信一・堀正嗣・山下栄一・堀智晴『『障害児』保育の現在』柘植書房、1983年、2-3頁。
- 37) 前掲『障害児保育論』、44頁。
- 38) 同上、46頁。
- 39) 前掲『『障害児』共生保育の展開』、18・213-216頁。
- 40) 前掲『『障害児』保育の現在』、108-113頁。
- 41) 前掲「統合保育からインクルーシブ保育の時代へ—今日の保育実践の課題—」11-26頁。